

北九州市 65 歳超雇用応援補助金

事務手続 Q&A

Q1 この補助金はどのような制度ですか。

厚生労働省の「65 歳超雇用推進助成金（65 歳超継続雇用促進コース）」について、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）の支給決定を受けた市内中小企業等に対し、その支給決定額の 1/2（上限 25 万円）を北九州市が上乗せ補助する制度です。

Q2 対象となる事業者は。

次のすべてを満たす事業者が対象です。

- 北九州市内に事業場があること
- 中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（小規模企業者を含む。）であること
- 国の「65 歳超雇用推進助成金（65 歳超継続雇用促進コース）」について、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）から、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日までの間に支給決定通知を受けていること
- 定年制度の改定又は継続雇用制度の導入・改定内容が確認できる書類を整備・保管していること
- 労働関係法令を遵守していること
- 市税の滞納がないこと

なお、暴力団関係事業者、風俗営業等の一部事業者、過去 3 年以内に助成金等の不正受給を行った事業者等は対象外です。

Q3 申請期限はいつですか。

令和 9 年 3 月 10 日までです。郵送の場合は必着です。

なお、予算上限に達した場合は、期限前でも受付終了となる場合があります。

Q4 申請は何回できますか。

交付申請は、1 事業主（企業単位）につき 1 回限りです。

Q5 複数の事業場がある場合、それぞれ申請できますか。

できません。

交付申請は「1 事業主（企業単位）につき 1 回限り」です。

このため、複数の事業場がある場合でも、1 事業者あたりの補助上限額は 25 万円となります。

Q6 本社が市外でも対象になりますか。

北九州市内に事業場があれば対象となります。

Q7 個人事業主も対象ですか。

対象です。

ただし、個人事業の開業・廃業等届出書の写し等、必要書類の提出が必要です。

Q8 提出書類は何ですか。

主な提出書類は以下のとおりです。

- 北九州市 65 歳超雇用応援補助金交付申請書（様式第 1 号）
- 申請総括表（様式第 2 号）
- 照会同意書・回答同意書（様式第 3 号・第 4 号）
- 国助成金の支給決定通知書の写し（両面）

北九州市 65 歳超雇用応援補助金

事務手続 Q&A

- 定年制度の改定又は継続雇用制度の導入・改定内容が確認できる書類（就業規則等）の写し
- 暴力団排除に関する誓約書（様式第 1 号に添付）
- 北九州市内に事業所を有していることが確認できる書類
- 市税に滞納がないことの証明書
- 法人・個人事業主の区分に応じた書類（別表第 1）

なお、法人・個人事業主の区分に応じた書類については、交付要綱の別表第 1 を確認してください。

【別表第 1 関係書類】

法人：履歴事項全部証明書の写し

個人事業主：個人事業の開業・廃業等届出書の写し

Q9 国の助成金通知書は片面だけでもよいですか。

不可です。通知内容確認のため、両面の写し提出が必要です。

Q10 就業規則はどの部分を提出すればよいですか。

定年引上げ、定年廃止、継続雇用制度導入等の内容が確認できる箇所を含めて提出してください。

Q11 補助額はいくらですか。

国助成金の支給決定額の 2 分の 1 です。上限額は 25 万円です。

なお、千円未満の端数は切り捨てとなります。

Q12 国の助成金申請中でも市へ申請できますか。

できません。国（審査機関である独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）の「支給決定通知」を受けた後に申請してください。

Q13 電子メールでの申請は可能ですか。

可能です。下記のメールアドレスに申請書類を添付し、送付してください。

Mail:koyou-hojo@plusad.co.jp

Q14 審査で差戻しが多いケースはありますか。

主に以下のケースがあります。

- 就業規則の該当箇所が不明
- 添付書類漏れ（国助成金通知書の両面写しが不足、市内事業所確認書類の不足 等）
- 申請内容と添付資料の記載不一致

Q15 交付後に書類保管は必要ですか。

必要です。補助事業に関する帳簿及び関係書類は、補助金受給年度終了後 5 年間保管してください。

Q16 不正受給が判明した場合はどうなりますか。

補助金の交付決定取消し及び返還命令の対象となる場合があります。